

〔事案 25-202〕 契約無効請求

・平成 26 年 7 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

個人年金保険が、説明なく払済保険に変更され、新しい別の保険に加入させられていたことを理由に、払済変更手続の取消しと、新契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 10 月、契約内容の確認と言われて保険会社へ行ったところ、「年金に入院保障がつく」「税金対策になる」と説明され書類に署名した。その際、契約①（個人年金保険）を払済保険へ変更する書類、契約②（特定疾病保険等）の申込書類が含まれていたが、説明が無く気が付かなかった手続であるので、契約①の払済変更手続を無効（主張①）とし、契約②を無効（主張②）としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①の払済保険変更は、平成 22 年 10 月、申立人が支社窓口に来社して手続きしている。内容変更請求書、重要事項のお知らせには、申立人の自署・押印がある。また、当時は募集人による契約内容変更の手続きを認めていないことから、申立人が支社窓口で職員から説明を受け、払済保険変更を了解のうえ手続きしていると考えられる。
- (2) 契約②は、契約申込書・重要事項の確認等は申立人の自署があり、申込書裏面では積立保険金額と月払保険料の修正について、申立人が同意している自署も確認できる。また、部位不担保条件付の契約を申立人が承諾・自署しており、募集人は契約概要等について一定の説明を行っていると考えられる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 本件における争点について

- (1) 払済保険への変更請求であれ、新契約の申込みであれ、その意思表示が表意者（申立人）の意思にもとづかずに行われた場合は、払済保険への変更、新契約が無効であることは、法理論上当然である。
- (2) そこで、本件においては契約①の払済保険への変更請求、契約②の申込みが申立人の意思にもとづかずに行われたものであるか否かが争点となる。

2. 主張①について

以下の理由により、払済保険変更手続の無効は認められない。

- (1) 「内容変更請求書」は契約①を払済年金保険へ変更する内容だが、申立人の署名は自署で、捺印も自分で行ったことを認めている。また、「重要事項のお知らせ」には、「ご契約内容の変更の際して」という表題で、払済年金保険への変更の説明が記載されているが「確認欄」の申立人の署名は自署で、捺印も自分で行ったことを認めている。

これらの事実から、申立人が自分の意思にもとづいて、契約①の払済保険への変更手

続をしたことが強く推認される。

(2) なお、通常、継続中の生命保険契約を払済保険に変更するメリットが保険会社にあるとは考えられない（生命保険会社には以降の保険料収入がなくなる）。

3. 主張②について

以下の理由により、申立人が自分の意思にもとづいて、契約②の申込みをしたことが強く推認されるので、契約②の無効は認められない。

(1) 契約申込書には、申立人の自署・押印がある。

(2) 告知書には、申立人自身しか分からない既往症や治療歴（治療期間、治療内容、医療機関）が記載され、申立人の自署がある。

(3) 「特別条件の付加・お申込内容変更のお願い（特別条件付加承諾書兼契約内容変更通知書）」にも、重要事項説明確認書、意向確認書にも、申立人の自署があり、特に、意向確認書には、契約②の保障内容に関する確認項目が4項目記載されているが、いずれについても申立人の意向に沿うものであることを肯定する「はい」にマル印が付けられている。